

# 宇佐宮の職人とその活動

外山幹夫

はし  
がき

中世における職人には、すでに何者の庇護も受けることなく、独立して各々の専門職に従事する者のいた一方、未だ有力社寺・領主等の下にあつて、その需要に応すべき地位に置かれていた者も少なくなつた。ところでこうした両者の分布を地域的にみれば、いわゆる先進地域の畿内方面においては、やはり職人自体の発生時期も早く、従つてまた独立性を高めた職人の数も多かつたとしてよからう。しかしその反面辺境と目される東北・九州などの地域においては、彼等は社寺・領主に従属していた筈であるが、多くの場合職人そのものの存在の跡づけ 자체困難であり、ましてその活動たるや全く不明に近く、殆ど解明せられていないといつてよい。

小稿はこうした事情にかんがみ、辺境九州の地においても、その神社のもつ特殊な性格から、やや史料に恵まれている豊前の宇佐八幡宮に所属する諸職人について、いささか考察してみようとするものである。<sup>(注)</sup>当宮の職人は原則として宇佐宮の祠官である小山田氏の支配統率の下にあり、その大半が宇佐宮社殿の修理造営に當る大工職人であるが、この解明を通して辺境の職人の存在形態が幾分なりとも明らかになり得れば幸である。

(注) 宇佐宮の職人についてはこれまでのところ、遠藤元男「職人の歴史」(至文堂)三八頁以降、及び同「日本職人史の研究」(雄山閣)

二七七頁以降でわずかに触れている。別に関係論文として、波多野既「中世建築史の一断面——宇佐宮式年造営考——」（福岡学大久留米分校教育研究紀要第一輯）・同「宇佐宮式年造営考Ⅱ」（福岡学大紀要第五号）がある。しかしこれは、宇佐宮職人の解説を志向したものではない。

### 一、宇佐宮造営に対する武士権力介入の事情

宇佐宮の社殿の創建されたのは何時か、またその後における社殿堂塔整備の過程は如何なる事情であるか等の問題については必ずしも明らかではない。しかし、ともかく一応整備された後のものを史料によつて知りうる限り記すと次の通りである。

先ず宇佐宮は上宮・下宮・若宮・弥勒・比咩両神宮寺その他より成立する。すなわち、

(1) 上宮（本宮・正殿）は一・二・三の三御殿の他、住吉社・春日殿・北辰殿・脇殿等の摂社より成る。

(2) 下宮（御炊殿）は、これも同じく一・二・三の三御殿の他、講演堂・高倉殿・北辰殿・幣殿・経蔵・湯殿・竈殿・御輿宿  
・御供所・厨屋・ 庁屋・大雜仕屋等より成る。

(3) 弥勒神宮寺は、嘉曆元年九月当時「当寺堂塔惣員數四十八宇也」といわれ（大分県史料・宇佐小山田文書46号、以下同文書は単に番号のみを記す）その壮大な規模が窺われるが、これについては金堂・講堂・大武堂（法華三昧堂）・文殊堂・法華堂・四王堂・護摩堂・本三昧堂・新三昧堂・蓮台寺・東三重塔・西三重塔・東宝塔・西宝塔・新宝塔・鐘樓・壇場・喜多院・同法華堂・同常行堂・勾殿・西常行堂・渡殿・僧坊・仏供備屋・葺屋・甲藏・板藏・丸藏・大炊殿・東大門・西大門等々が知られる。

(4) 比咩神宮寺・若宮・大尾社についての詳細は不明である。

(5) 御許山については、本堂・觀音堂・釈迦堂・藥師堂・祇園社・大貞社等がみられる（以上宇佐八幡小山田文書・到津文書・益永文書等）。

さて宇佐宮の中心社殿である上宮は、三十三年ごとにいわゆる「式年造営」をなす定めである。その方式については、勘仲

記弘安十年五月十四日条に、

当廿七年言上解文、始從廿八年造立仮殿、当于卅年遷御仮殿、始從卅一年改造正宮、及于卅三年遷御正殿。

とある。すなわちこれによれば、社殿造営にあたつては、前社殿の造営完了の年より二十八年目に先ず仮殿の造営を始め、三十年目に造り終るやこれに御神体を遷御し、ついで三十一年目より仮殿同様三ヶ年の日子を経て、三十三年目に正殿の造替を終り、これに仮殿より御神体を遷御して造営を完了するという次第であつたのである。この式年造営制の起源について、宇佐宮託宣集は元慶三年の時期にかけているが、真疑不明である。

一方正殿以外の社殿堂塔については、いわゆる「隨破修覆」をなしていたとみられる。後に述べる小山田氏所属の宇佐宮大工職人は、こうした造営をめぐつて活躍するのであるが、造営における政治権力介入の事情を先ず考えよう。

鎌倉以前における造営については、先ず公家より造営の厳密な日時を卜定する。これと共に現地九州の最高官衙である大宰府において、「造宇佐宮正殿行事所」なるものが設けられ（大宰府史料中世編三・三八〇頁所収益永文書）、それと共に大宰府官人の中から府大行事一名と、この下に五名の府行事が任せられる。この大行事には大監が、また行事には文殿・檢非違使・府老・貫主・主典の各役職の者が任せられるものであつた（同前）。宇佐宮造営に際し、大宰府にこのような大行事・行事が創設されたのは長保三年であつたが（北崎氏本宇佐宮造営記）、これ以前においては単に豊前国々司が独りこれに代るものとして当つていたものとみられる。これに対し一方宇佐宮の側からも宮行事が任せられる。これは時に構成がやや異なるが、大宮司・小宮司・惣弁官・貫祝・祝・陰陽師（同前）等の者が任せられる。この間、豊前国司もやはり「（豊前）彼國守藤原朝臣是房當其事」などとあるように、府・宮の間に介在し造営のこととに與つていたのであつた。

（注） 大日本古文書石清水文書ノ五、六二三頁。

この延喜十三年十二月廿九日の太政官符には、豊前国權掾八多朝臣が専当となるべきこととしている。藤原朝臣是房のことは、同官符所引の延喜二年正月十一日の八幡宮移による。なお元徳二年五月における造営に際しては「豊後国行事實」なるものがみえる（編年大友

史料正和以後一五九号）。専当の別称とみるべきかと思われる。

ただ各々の具体的行事内容の詳細は不明であるが、要するに宇佐宮が朝廷の手厚い尊崇を受けていたわけで、造営に際して朝廷の命は、こうした大宰府—豊前国司—宮行事という形式と手順をとつてなされていたのである。このことは造営料の調達が、初期には豊前一国ののみからなされていたものが、やがて大宰府所管の九国二島の庄公へと拡大されてなされてくる事情（波多野氏前掲第一論文）に照応するものである。

次に鎌倉政権が成立してからは如何であろうか。すでに源平争乱期、都落ちして九州に逃れた平家の軍勢が、宇佐宮をその一時の仮の駐留所としたことは周知の通りであるが、これは大宮司宇佐公通が平家に気脈を通じていた結果であった（岩波本家物語巻八、緒環）。しかし平家滅亡後の頼朝の宇佐宮対策は極めて寛容であつた。すなわち頼朝は公通が平家に通じたに拘わらずその罪を許し、彼に大宮司職を安堵することを計つてゐる（吾妻鏡、文治元、五、八条）。その理由は建久三年の将军家政所下文（編年大友史料正和以前、二一五頁）にみられるように、天下の大社であるといふ宇佐宮の評価の他、「当家（源氏）信仰之廟社」とする氏神信仰から來たものとみられる。後で述べるように、建久の造営においては、鎮西奉行天野遠景が造営奉行に任じ造営費の鎮西管内への催促をなしたのであつたが、この場合これに対応する地頭が多かつたのに対し、頼朝は「是則思平家之旧好各挾謀叛心之所致歟」（宇佐略記）として対抗ながらしめている。また宇佐宮正殿遷宮の儀式に際して、その隨兵をなすのは豊前・筑前・肥前の前三國の御家人役であるともせられた（益永家文書、宇佐宮条々）。次の北条氏下においても、宇佐宮に限らず一般の神社の造営修造の緩急なきよう戒めていることは、式目其他に明らかな通りである。

上宮（正殿）は鎌倉期では文治四年の臨時造営の他、五回の式年造営がなされている。いまこれについて以下順次述べることとする。

先ず宇佐宮は源平争乱期の元暦元年七月、豊後豪族緒方惟能の乱入放火神宝奪取の災を受け、社殿は悉く焼亡した。これにより臨時の造営が幕府成立早々の文治四年に行なわれた。この際、慣例によつて仮殿を造営し、正殿造営をなさんとしたが、

「御占之處依違神慮被止仮殿宮」、前例を破つて直ちに正殿造営に取りかかり、文治四年六月十六日に木作始をなし、同年十月中にはすでに大半の社殿造営を終るという頗る短期完成をなしたのであつた（益永家記録、宇佐回禄勘考）。仮殿造営を略し急ぎ完成せしめたのは、いうまでもなく常と異なり社殿焼亡した特殊事情によるものとみられる。またこの時の造営には、特殊ないわば分担造営方式がなされた。すなわち社殿のうち南中樓は天野遠景が、南樓は豊後国が、國司屋は肥前国が、そしてその他の一切の社殿は大宮司宇佐公通の責任において造営が達成せしめられた（同前）。この臨時造営は別として、鎌倉期においては建久四年、嘉禄元年・正嘉元年・正応二年、及び元亨元年が式年造営年となつてゐる。しかし予定通り完遂されたのは建久と正嘉の二度に過ぎず、嘉禄元年のものは嘉禄三年に、また正応二年のものは実に十八年後の徳治二年に完了し、元亨元年のものは遂に未完のうちに立消えてしまい、以後式年造営の制は事実上廃絶に帰してしまつた（波多野氏前掲第二論文）。鎌倉期の造営は文治の場合は別として、大体において前代の方式を基本的に継承しているが、ただ幕府が造営奉行を新たに任じ、これが介入していることが注目される。すなわち建久の際には鎮西奉行天野遠景が任じ（15号）、嘉禄には初め少弐資頼と大友親秀の二人が任じてゐる。しかしその後、大友親秀に代つて越中七郎左衛門尉師員なる者が関東から派遣され、これが資頼と共に奉行している（宇佐宮記）。次に正嘉元年においては資頼の子資能と、壱岐中内左衛門尉が任じてゐる（編年大友史料正和以前474号）。この壱岐氏の性格は不詳であるが、越中氏の例より考えると或はやはり佐々木氏流の関東御家人であつたかともみられる。次の正応の際には少弐資能の子経資と、同じく鎮西奉行人であつた豊前の宇都宮薩摩守道房が任じており（益永家文書、宇佐回禄勘考）、更に元亨の際には少弐経資の孫貞経と、越中二郎左衛門顕貞が任じてゐる（益永文者）。顕貞は恐らく先の師員の後裔であろうが、これは初め大友貞宗が予定されていたに拘わらず、彼が辞退したため、代つて顕貞が任じたという（益永文書、宇佐宮条々）。先の親秀の場合といふ、この度の貞宗の態度といふ大友氏は宇佐宮のことに関してあまり積極的な態度を示していないが、これは宇佐宮に疎遠であつた幕府をはばかつたものと思はれる。こうした奉行は前述のように、大むね鎮西奉行であり、彼等が鎌倉幕府の下、現地九州における正殿造営の最高指導者ともなつていたわ

けである。彼等は幕府の造営指令を遵行するわけであるが、造宮が一応完了した際には宇佐宮よりその報告を受け、「差遣使  
者、造畢否遂検見、若有未作者且加譴責」（樋田文書、宇佐宮造営条々）べきものとせられた。そしてこの間、これによつて  
大宰府の大行事、行事等が右の造営奉行の下司として造営の具体的事務に当つていたわけである。たとえば彼等は弘安十年九  
月日に、正殿造営の鹿垣を翌月十日以前に作るべきこと（益永文書）、また元亨二年九月日には正殿木作始に際して必要な色  
物を期日前に下せしむべきこと（同前）などの詳細なことを弥勒寺、及び豊前国専当に申し送つている。しかしこの場合の  
専当が、衰微し果てた当時の豊前国衙の如何なる者であつたか知ることが出来ない。しかも時に、この豊前国専当を経ずに、  
直接府行事から弥勒寺に通達がなされていて（同前）、その存在が無視せられている場合もある。これは武家権力伸展のうち  
に、ほとんどその影が薄れて来ている結果と思われる。

一方正殿以外の造営は如何であろうか。この造営は、いわゆる「隨破修復」という形をとつてなされたものであつたらしい  
ことは前述の通りである。これには自然老朽の他、風水害戦災等による破壊もある。便宜ここで中世を通じて、社殿は次の  
ように戦禍に遭つてゐることを記しておこう。表記すれば次の第一表の通りである。

〔第一表〕

時 期	被 災	社 殿	事 態	出 典
元暦七・六	全 社 殿 ?	緒方惟能の乱入放火		
建久二	弥 勒 寺 金 堂	火 炎	益永家記録二 同前	
延慶二・正・廿一	全 社 殿	火 災	大分県史料 到津文書一 97号	
元亨元・十二以前	弥 勒 寺 全 堂 塔	火 災	大分県史料 小山田文書41号	
下 宮	破 壞 顛 倒			大分県史料 永弘文書一 426号
明徳元				

長享三・二・廿七  
延徳元  
嘉元元・十二・廿六  
大永三・三・二  
天正四・十二・九

下宮万歳房  
下宮  
火災  
同  
全社殿  
火災  
上宮

万代おとく丸の放火  
火災  
同  
大友氏の放火

大分県史料　宇佐諸家文書  
到津文書　111号  
同　前　114号  
益永家文書  
大分県史料　宇佐諸家文書  
356号

こうした社殿被災のうち最も深刻なものは元暦・延慶・大永の三ヶ度であつたらしい。

ところで正殿以外の造営においても、正殿造営の際にみられた造営奉行や大宰府の行事等はやはり設けられたのであろう。この点について、先の府行事が前に述べた大宰府の「造宇佐宮正殿行事故」の行事として、あくまで正殿造営のみに関するものであると卒直に見做すならば、造営奉行・府行事共に設けられなかつたという見解も成立するわけである。しかし、たとえば元徳二年五月の正殿以外の造営において、南楼の造営奉行人として大友貞宗が、また南楼脇玉垣二間のそれには少式貞経、佐渡次郎貞員の兩人が任じていることが知られる（編年大友史料自正和二年至正平六年159号、宇佐記）など、先の文治四年の正殿以下の全社殿の臨時造営に際して数人の造営奉行による分担造営がなされたのと同一方式がみえる。しかるに文治の際分担の造営奉行の一人として鎮西奉行天野遠景の存したことを思えば、この元徳の場合各奉行の上に更に總轄的な造営奉行が居なかつたとは思われない。しかし一方府行事がこの場合居たか否かは分らない。ただ南楼造営については先述のように、「豊後国行事官」が存在し関与していることが知られる。

南北朝以降についてみると、前に述べたように事実上式年造営制はすたれている。年未詳ではあるが、室町期の宇佐宮神官等連署申状案（到津文書一、240号）に、

当社上宮下宮并具屋等其外弥勒寺金堂悉及大破候。就中御殿内院神宝物色々置物以下事既被侵雨露候之条以外之大儀候。然者此之趣早々有御注進先早速御修造候者一社之可為大慶候。猶々不可有御油断之儀候。

といよいよ疲弊零落した様を述べ、その解決を大官司が計るよう嘆願している。この事情はこの時代の一般的事象であり、根本的には武士の莊園侵略により、造営費調達が渋滞して生起したものであることはいうまでもない。しかしこうした中にあって造営の努力が試みられなかつたわけではない。年未詳ではあるがすでに南北朝の一時期、肥後守菊池兼朝が弥勒寺造営について緩急あるべからずとの命を肥後国中に下しているが(75号)、この後今川了俊が探題として九州下向してからは彼自身造営奉行の任に当つてはいる。明徳元年に破壊顛倒した下宮の造営にあたつては、了俊の御内の者である岩部左衛門尉宗宣が、「御造替奉行人」として在宮してその造営の任に当つてはいる(大分県史料永弘文書41号其他)。衰微し果てている当時の大宰府から、下宮造営の府行事等の任命があつたかは殆ど疑わしいが、宇佐宮からは三名の宮行事が任じてはいることが知られる(同前316号)。今川氏時代ではこれ以上の詳細は不明であるが、次の大内氏の下における場合はかなり明瞭である。

西中国の雄大内氏が豊前に勢力を伸展して来るのは大休応永頃からであるが、この間における同氏の宇佐宮対策は一言にいつて手厚い保護政策であつた。すなわち応永二十五年より同二十九年に至る大規模な社殿復興を初めとして、天文二十年の滅亡に至る間、宇佐宮の造営は殆ど同氏の手によつてなされている。こうした大内氏による造営の場合、造営奉行には大内氏自身が任じてはいる(応永二十五年における大内徳雄など、78号)。そして現地豊前における造営の実際の指揮には大内氏の豊前国守護代が任じてはいる(応永三十年四月の杉伯耆守重綱など、85号)。この下に「惣奉行」(110号)、更に時には数名よりなる「作事奉行」(100号)・「木屋奉行」(110号)・「遣方奉行」(110号)、また時に「社奉行」(138号)等の存在が知られる。これらの称呼は、たとえば今仁七郎四郎なる者が時に木屋奉行とも(大分県史料宇佐・下毛両郡文書42号)、造営奉行(同前54号)とも称されていることなどよりすれば、割り合い安い安易に流用させていたらしく思われる。しかしどもかく基本的には、大内氏の下に一応豊前国守護代が惣奉行として現地における最高指導者として務め、この下に各社殿堂塔ことに各一名づつの木屋奉行、遣方奉行が任じ造営の実際の指揮・監督に当つたのである。康正元年八月における造営には、法華三昧堂に姓未詳昌秀、大尾社には姓未詳忠家、法華三昧堂前橋に飯田河内入道、菱形池に朽綱次郎左衛門尉、弥勒寺東大門に龜童丸、下宮北辰

殿に杉重国、同仮殿を佐田因幡入道が各々奉行している（93号）。但しその奉行の名称が先の木屋奉行か遣方奉行であるかは不明である。なおまた天文五年の上宮造営における木屋奉行について、一御殿は今仁七郎四郎、二御殿は同伊豆守、三御殿は久保采女正が任じている。そしてこれとは別に佐田弾正忠興成、山田安房守朝景、成恒佐渡守清種の三名が各々この一、二、三の各御殿に関与しているが、これは恐らく遣方奉行であろう。そしてこの上に惣奉行として豊前国守護代弘中越中守興種、杉伯耆守重矩が位し、この間大内氏との連絡に当るものとして「上使」があり、當時伊佐掃部助が任じていた（大分県史料宇佐・下毛両郡文書542号）。木屋奉行の任務は後で述べるように、杣にあつて造営に必要な原木の伐採及び仕立の作業を営む諸番匠職人労働者の現場指導監督をなすことであつた。一方遣方奉行の任務は不明であるが、その称呼よりすれば立柱上棟以後の建築過程での指導監督者であつたのかも知れない。ただし指導といつても、これら奉行は何れも豊前ににおけるいわゆる地域領主で、大内氏の被官であつたから技術指導者ではなく、あくまで番匠及び一般労働者の監視の面に本領があつたことはいうまでもない。ここに後で述べる小山田氏の技術指導者としての存在の意義があるわけである。

大内氏滅亡後は、慶長五年に中津に入部した細川忠興がやはり宇佐宮に所領寄進をなすと共に、社殿造営をして保護を加えている。細川氏の時における造営では、造営奉行である細川氏の下に「作事奉行」、更にこの下に「御歩之衆」が存した（16812号）。慶長十五年の上宮三御殿造営に際しては、作事奉行とみられる菅村和泉守なる者の下に菅村兵衛、同市右衛門なる二名の存在が知られる。この二名は府職掌人と記されているが（益永文書）、この当時大宰府にかような者を含めた官人が存したことは到底考えられず、ただ系譜的に往時の府行事に相当するとの意からかかる名称を用いたに過ぎない。何れにせよ作事奉行の下司で御歩之衆にあたるものとみられる。彼等が細川氏の被官であることはいうまでもない。

さて以上大まかに中世各期の造営にあたつて、権力者である武士が奉行として如何に介入していたか眺めて来た。ところで中世各時期を通じて如何ほど造営修理は行なわれたのであるか。これについて史料によつて判明するものを次の第二表に示してこの章の結びとしよう。

〔第二表〕

1

康正元・八  
寛正七・壬二・十五

長享三?

文龜二・正・十六

永正三・八

永正六・七・十九

永正十四・十一

大永五・四

大永八・五

享禄三・十二

天文五

天文十七・正・二十二

天文二十

永祿十

慶長四・壬三・二十三

慶長十・十

慶長十四・四・五

慶長十四・十二

慶長十五

馬場大鳥居

立柱上棟

完成す

大式堂

立柱上棟

立柱上棟

若宮

立柱上棟

下宮御殿

立柱上棟

上官一御殿

立柱上棟

護摩堂

遷宮

上官二、三御殿

立柱上棟

上官三御殿

立柱上棟

高倉殿

立柱上棟

上官一御殿

立柱上棟

上官二御殿

立柱上棟

上宮

立柱上棟

造營中

立柱上棟

上宮二御殿

立柱上棟

下宮? 仮殿

立柱上棟

上宮?

立柱上棟

上宮?

立柱上棟

下宮?

立柱上棟

上宮?

立柱上棟

下宮北辰殿

立柱上棟

上宮?

立柱上棟

上宮?

立柱上棟

上宮?

立柱上棟

上宮?

立柱上棟

味堂、同東大門、同法華三

重塔、下宮北辰殿等

小山田文書93号

小山田文書94号

到津文書1282号

小山田文書99号

小山田文書101号

小山田文書107号

小山田文書112号

小山田文書120号

小山田文書121号

永弘文書42112号

益永文書

小山田文書137号

小山田文書138号

小山田文書142号

小山田文書145号

益永文書

小山田文書152号

益永文書

## 二、宇佐宮職人の存在形態

次にこのような宇佐宮の造営にあたる職人の性格と、その存在の形態について以下述べることとする。造営は原則的に宇佐宮所属の職人によつてなされたが、この他宇佐宮以外の職人・労働者も参加している。従つて以下小稿でいう宇佐宮の職人は、この両者を含めて意味するものであることをあらかじめ断つておくこととする。

造営にあたつては、宇佐宮から大宮司以下の宮行事が事務上の責任者となり、武家の奉行等との対外的な折衝にあたることは前に述べた通りである。しかし実際の造営にあたつて、武家の奉行人の参加の下に、職人の最高位者、いはば棟梁としてこれを統率・指導するのは小山田氏であつた。そこで先ず小山田氏について述べることとする。

小山田氏は、そもそも八幡神の顯現に宇佐氏と共に与つて力のあつた大神氏の嫡流であるとみられる（小山田文書550頁所収大神系図）。この大神氏の性格については、大和の大三輪氏が豊前に移住したものであるなど諸説あり（姓氏家系大辞典大神氏項）定かでないが、何れにしても同氏の豊前居住の時期は相当に古く求められるようである。小山田なる姓は、豊前宇佐郡向野郷小山田を名字之地としたことによるとみられる。小山田氏は、祠官・序分・神人と三階層に分たれる宇佐宮神官（261号）にあつては最高の祠官に属することは無論、対立豪族である宇佐氏が勢力を伸展し、大宮司職を独占するに至る十一世紀初頭まではこの最高職である大宮司職の所有者でもあり、且つまた宇佐宮の末社である小山田社の社司職をも併有していた（同前大神氏系図）。そして同氏をして職人のいはば棟梁たらしめていたものは、その兼職として有する御装束所検校及び惣大工職であつた。御装束所検校とは御神体の造作及びその装束を司るものであり、一方惣大工職とは社殿の造営・修理一切を司るものであつた。前者については社殿造営とは直接の関係はないわけであるが、惣大工職と関連するという意味で少しく述べると、神事潔斎料拝領願覚書（261号）に、

宇佐宮三所之御正躰……私先祖大神諸男と申者人皇四十四代元正天皇養老四年蒙神託御正躰を祈り顯ハレ奉り候

是宇佐宮御神体之始也

其後聖後武天皇天平五年諸男か子田麻呂と申者相続而神託を得候而御正躰を顯ハレ奉り候爾來此深秘代々小山田家柄ニ伝へ來リ候。

とあり、また小山田図書言上書控（41号）にも、

殊更小山田家者宮司之上御装束所検校を兼申御神躰を造リ申事今以□に御座候。

とある。御装束所検校職を最初に得た人物を大神諸男なりとする記載を直ちに受容することには問題があるであろうが、この職が単に御神躰の造作者であるという技術者たる者に止まらず、「御正躰を祈リ顕ハ」すという表現よりも察せられるよう、八幡神の顯現者である点と密接不可分の性質であることを注目せねばならない。従つて小山田氏の御装束所検校職所有の時期は、すなわち八幡神顯現の時期であると推測されるわけである。しかし一方同じく八幡神の顯現に与つたとみられる宇佐氏は如何という問題が考えられる。これは何分八幡神成立初期の事情が不詳であるので十分明らかではないが、同氏の関与が全くなかつたとも断言出来ない。しかし十一世紀初頭以前においては大神氏の勢力が宇佐氏を凌駕していた事情もあり（小田富士雄氏「宇佐弥勒神宮寺成立の背景」九州史学六号）、このことが大神氏が「蒙神託」り、御神躰の造作には他氏他見を許さぬ「秘神事」とされ、小山田氏の独占排他的な世襲職として固定するに至つたものと思われる。

一方惣大工職については、前掲大神氏系図に大神貞兼を説明して、

小山田社司御装束所検校大々工元慶三年依神託三十三年一度有造宮之沙汰始任大々工職支配諸番匠。

と記している。これによれば小山田氏が「大々工職」（＝惣大工職）を最初に所有したのは宇佐宮の式年造営制が制定せられたとする元慶三年の時期と一致するわけである。ところで大々工職なる職掌名については、後述するように中世後期までは惣大工職と同義未分化で、大体正應から弘安頃まで惣大工職の名称を、またこれ以降は大々工職の名称を用いている。従つて系図に大々工職の称を用いること自体不審であるが、この点はさておくとしても、敢て所有の時期について推測するとすれば、やはり当職も明確に形式づけられるのがたとえ元慶三年であるにせよ、実質的には御装束所検校と同じく宇佐宮成立の初期

より小田氏の手中にあつたとすべきではあるまいか。杣入して実際に御神駄の造作に従事する小山田氏としては、その類似業務である社殿の造営をも兼ねるべき必然性は存したはずである。しかしこうした小山田氏の惣大工職の所有を更に後の時期におき、宇佐氏との対立抗争に破れ大宮司職を逐われた結果によると推定する考え方もあるかも知れない。しかし右のように重要な職務である御装束所検校と惣大工職とは密接に関連するものであるとする前提に立つ以上、惣大工職もまた御装束所検校と同様、初期の大神氏の優勢時代より同氏の手にあつたと考えるべきであると思われる。

ところで大治五年四月十四日の宇佐宮公文所問注状（3号）によれば、大神（小山田）末貞が御装束所検校である以外に、末貞の叔父である庶流の珍友成が同時期に同じく御装束所検校であつたことを記している。この友成は保延二年十二月五日（4号）においては治友成、また同十五日（5号）には珍友成、また保延三年二月十八日（同前）には先の大治五年におけると同じく珍友成とし、更に友成の孫とみられる安利（前掲大神系図）は秦安利と記されている（6号）。これについて、珍は珍と同音であり、またこれらと治及び秦は共に音が類似しているところより字を混用したものとみられるのであり、従つて大神氏は帰化族である秦氏とも婚を通じて縁戚関係にあつたと推測することも出来るわけである。さて保元元年十月二十七日の大神貞安解（6号）においては、貞安は御装束所正検校とあり、また元弘三年九月日において同貞世は御装束所惣檢校（53号）となつており、更に年未詳ではあるがやや降つた時期の同貞居は御装束所権検校となつている（71号）。この場合惣檢校乃至正検校と称されるものは大神氏の嫡流である小山田氏であり、権検校と称されるものは庶流であるとみられる。従つてこれらよりすれば、単に御装束所検校と称される大神末貞も厳密には正乃至惣檢校であつた筈であるが、称呼はこのようにかなり曖昧に使用されていたわけである。なおまた正応二年正月二十六日において、丹治末宗なるものが同じく御装束所検校であつたことが知られるが（16号）、恐らく秦氏と同じく大神氏一族であつたと推測される。かように御装束所検校には小山田氏を初めとして、大神氏一族の者が任じていたことが知られるのである。

一方惣大工職についてみると、大体御装束所検校と同様のことがいえる。たとえば大神貞行は弘安元年六月日においては大

々工職と称されているが（18号）、正応元年十月日においては惣大工職と称されている（20号）。称呼としてはこの貞行の代、前に述べたように弘安から正応頃を転機として、これ以前においては惣大工職の称を用い、のち大神氏による惣大工職の称呼は絶えてみえない。貞行はこのように大々工とも惣大工とも称されているが、また時に単に大工とも称されている場合もあり（正安二年七月・24号）、更にまた大神宇貞は元弘三年十一月においては修理所別当と称している（56号）。これは大神氏の職務が造営と共に修理をも司るべきものであつたことから生じた名称であろう。このように職掌名はやはりルーズに使用されている。なお先に記した珍友成、及び秦安利は共に御装束所検校であるとともに大工とも記されている（6号）。以上よりすればやはり大神氏の嫡流小山田氏が惣大工職（大々工職）であつた以外に、その庶流の者がその下級の大工職に加わっていたことが窺われる。そして小山田氏は後、文明十九年以前の一時期に某氏が（95号）、また永正十年九月頃より天文十三年五月までの時期に、同じく宇佐宮神官宮氏が代つて大内氏より任せられたことがあつた（103号）以外、大むね中世を通じて右の両職を一貫して所有していたのであつた。更にその後、慶長十八年七月の脇殿三社堅柱上棟御神事入目目録（157号）に、大々工である小山田貞氏とは別に彦右衛門なる者が惣大工として貞氏の下位にあつたことがみられ、この頃より以後、大々工職と惣大工職の二職名が各々別個の者によつて掌握されるという分化する事情が認められる。

（下カ）  
□ 大工大神貞行

可早任先例催神領居住番匠等令立浜太鳥居事

右催集社頭并神領内番匠等、不違曰文勘又可立件鳥居、大工宜承知致其沙汰之状如件

正安二年七月十一日

（大）  
太官司宇佐宿禰  
（公世）  
在御判

とあるように、造営に際して小山田氏は一応大官司宇佐氏の命によるべきものとされた。しかし上官の式年造営はともか

く、これ以外の社殿の造営修理については、

年限造替之外神殿舍屋等云宮中云頓宮可造替之時毎度為大々工進退（64号）。

とあるように、大々工職である小山田氏がこれを見計らい、修理造営必要の際は事情を大宮司に注進し、武家の造営奉行其他の任命によつてその実施を請うべきものであつた。かくて前記のような大宮司の造営下命となる形式であるが、その場合、同じく先の史料に見られるように番匠諸職人を招集すべきものであつた。更に小山田氏は造営費の見積りをなし（46号）、その不足の際には武家の造営奉行にその事情を注進し、処置を願い出るなどのことをせねばならなかつた（38号）。また小山田氏は、造営にあたつてはその期間中、大宰府の遣わした現場の役人である府奉行人（鎌倉期）と、更にまた南北朝以後の時代においては木屋奉行と共に（54号）、常に作業現場に日参し、これと協力して諸番匠職人労働者等の監督と指導にあたる、いわゆる「相裁判」（21号）をなさねばならなかつた（54号）。その詳細な内容について、後の江戸時代に記されたものではあるが、小山田家家職復旧願口上覚書（54号）に、

御造営之間大々工御木屋に日勤仕り、諸番匠之非礼を糺し毎日之所作を注記し、手間之御公損無之様吟味を加へ、毎朝出仕之遲速毎夕退出之前後を改め、且功者不功者老人不堪之仁に隨ひ作料員數等裁判仕候事。

とある。そしてこの他前に述べたように、小山田氏は秘神事として御神体の造作・装束をなしていしたことなども併せ考えれば、同氏は決してこのように単に職人の監督、指導者としての地位にのみ安住し、拱手していたのではなく、同氏自身前に述べたいかほどか少数の同族と共に、高位の技術者として実際の指導に当る、職能者としての側面も或る程度備えていたものとみねばならない。

さてこのような小山田氏によつて支配される宇佐宮内外の諸番匠職人には如何なるものがいたのであろうか。これについて宇佐宮関係史料から得られるものを示せば次の第三表の通りである。

(注) 出典のうち編大とするのは編年大友史料、また小山田・到津・永弘等とするのは大分県史料中の各文書で、数字は各々の文書数字を示す。

宇佐宮に関する小山田氏以下の諸番匠職人について、その職掌名を表記すれば右のように三十一種のものが得られる。ただ

しこれには惣大工と大々工のよう、慶長以前においては異称同物のものあるのを断わつておかねばならない。しかもこれらの総てが宇佐宮の所属であつたかは疑問で、中にいわゆる出職によつて臨時に宇佐宮の造営修理に参加した者もあると思われる。

宇佐宮の職人には宮方に属するいわゆる宇佐宮神官である者と、一方神宮寺方に属する供僧である者の二種より成り立つてゐる。後者についてはよく分らないが、前者については或る程度の数的検討が可能である。前に述べたように神官は祠官・府分・神人と三階層に分たれる。大神・宇佐両氏の一族が祠官であつた以外、他の職人は皆神人に属する。この神官職人の実数、及び全神官中における比率についていえば、奈良時代以来漸次宮が発展して行つた平安期を頂点として、鎌倉中期以降宮が衰運に向ひ、神官が減少するに伴つて職人の数もまた減少するわけであろう。のち江戸時代の元和二年十月十二日の宇佐宮神官等交名（大分県史料宇佐諸家文書 332頁）によれば、この時祠官十二名・府分八名・神人五九名、計七九名の神官のうち職人は擬少宮司小山田氏以下、土器長・惣大工・寺家大工・引頭大工（以上各一名）小大工十名・鍛冶二名の計十七名で、凡そ全体の五分の一を下廻る程度であつた。これが室町時代の文明八年十月当時において知られる神官中の神人の数は五六名であり（大分県史料到津文書 156号）、先の元和二年において神官中に占める神人の比率よりすれば推定神官数は凡そ二〇九名程度で、この五分の一以下の程度の宮所属の職人を推定すると、この頃四十名前後になる。鎌倉時代においては、その数はこれよりはるかに上廻るであろう。

さて先に表記した職人を見ると、殆んど宇佐宮の造営修理に任すべき大工で占められているということが出来る。そしてまた大工の意味が、鑄物師すら鑄物師大工と称されているように極めて広範囲で、そこに多くの種類と、またその間に序列のあることが窺われる。慶長十八年七月三日の上宮の立柱上棟式における番匠職人の着座は、大々工・惣大工・寺家大工・諸番匠という順序であつたことを記しており（158号）、同様元和三年五月の下宮下馬鳥居立柱祝儀入目注文（172号）にも、大々工・惣大工・寺家大工・引頭・寺家引頭の順に記されているところよりすれば、これがそのまま番匠職人の序列でもあつたとみられ

る。長・従等は更にこの下級番匠であるとみられる。しかし図師・御物細工等、その称呼よりして恐らく設計技師・指物師に相当するかとみられるものがある。彼等については単にこうした職名が知られるだけで、これに任じた個々の人物の性格が如何なるものであつたかについては多く不明である。わずかに窺うことの出来るものについて記すと、先ず寛治五年正月に鍛冶職として秦延末・紀弘則の二名が見える。このうち秦氏は豊前に繁榮した帰化族であり、延末はこの一族であろう。先に御装束所検校で、また大工でもあつた秦友成が同姓であることが想起される。秦友成は大神氏と縁戚関係にあつたが、この延末も同様大神氏と血縁関係を有するのであれば、大神氏一族は単に大工のみでなく鍛冶職に任ずる者もあつたという、かなり広範囲の活動をしていたことになる。一方紀氏は、古く隣国豊後に繁栄したものであり（拙稿「豊後国の鎌倉御家人について」広大文学部紀要一八号）、弘則は或はその一流派であるかも知れない。

次に高牟礼（高村）氏が、古代以来世襲的に土器長職であることが知られる。同氏に関する記述は比較的多くのことが知られるので、これを詳述して他の不明な諸職人の性格を窺うよすがとしたい。高牟礼氏は本姓藤原氏であつて（大分県史料宇佐八幡諸家文書239号其他）、特に大神・宇佐両氏との血縁関係は認められない。豊前国宇佐郡高村を本貫とする。宇佐宮神官中においては、いうまでもなく神人に層する。そして世襲的に宇佐若宮の宮人代職の地位にあり（同前236号）、同氏の土器（工）長職は、その兼職として有するものであつた。この点小山田氏が宇佐宮祠官で小山田社司であり、兼職として御装束所検校・惣大工職を有するとの軌を一にする。土器長である高牟礼氏の下には更に表記したように土器小長・惣土器等の職掌名の者が居るが、これは恐らく高牟礼氏の一族の者であつたとみられる。そして更にこの下により下級の職人もいたと思われるが、この点は十分明らかでない。高牟礼氏の職人としての務めは、「令勤仕諸節祭会神事」（同前234号）もので、しかも土器長なる名称よりして、恐らく諸社殿や諸神事の際に必要な土器の製作をなしていたものとみられる。宇佐宮脇殿三社立柱上棟神事入目請取状（156号）によれば、同氏は「かわらけ」及び「御供鉢」の製造に当つていたことが明らかである。高牟礼氏嫡流は、この種の職人の親方で、庶流が先に述べた惣土器・土器小長で、いわゆる小方として代々固定しており、この下に見習、手伝等

にあたる下級職人が参加して業務をなしていたのではないかと思われる。さてこのような高牟礼氏は後天文年間、大炊助氏盛の代に至つて大内氏の家臣杉伯耆守の被官となつており、再び宇佐宮より「為社家身、為武家被官」がゆえに、「為神敵以一社同心之儀令放社」（同前121号）められている。しかし後許されて再び神人に復している。このことは当時神官職人で宇佐宮を離れ、武家の被官化する者の少なくなつたことを示すもので、宇佐宮はこうした面からも衰微して行つたのである。

次に宇佐官の鉄物師大工として江島氏がみられる。すなわち

（大内氏御判）

宇佐弥勒寺鑄物師大工職事、為江島孫五郎入道徳円并右衛門入道覚円等子孫左衛門五郎左近三郎令相続後職可全寺役之状如件

応永卅三年三月廿七日

（福本文書）  
（杉重綱）  
伯耆守奉

とある。これによれば江島左衛門五郎及び左近三郎の二人が、父祖以来の宇佐弥勒寺鑄物師大工職を大内氏によつて安堵されたわけである。江島氏は豊前宇佐郡江島村を本貫とするもので、宇佐氏の一族である（姓氏家系大辞典江島氏項）。江島氏がこの鑄物師大工職を何時から有したものであるかは不明である。しかしどもかくここに見られたことから察すると、職人職は必ずしも小山田氏を初めとする大神氏一族のみによつて独占されていたわけではなかつたというべきである。先に土器長職高牟礼氏は、大内氏の家臣杉氏の被官となつたが故に一時神官から追放されたが、この江島氏は逆に大内氏から弥勒寺鑄物師大工職に任せられたのであつた。江島氏は恐らく大内氏被官の者であつたと思われるが、当時の大内氏の圧力が然らしめたのであろう。なおこの際注目されることは、江島氏の鑄物師大工職が二人の所有となつていること、及びこの職が宇佐弥勒寺のものであり、宇佐宮のそれでなかつたとする点である。この後の点についていえば、これは、宇佐宮の神官・供僧の存在形態からくるものである。宇佐宮においてはやはり一応神社と弥勒寺とによつて神官・供僧と別個の構成組織になつており、そして

江島氏は弥勒寺所属となつていたものと思われる。このことは無論建築大工についてもいえるところである。先にみた元和三年五月の下宮鳥居立柱祝儀入目注文（173号）において、惣大工・引頭とは別に寺家大工・寺家引頭なる者がみられることがこのことを示している。なお別に並松氏が「権引頭家」として、世襲的に権引頭に任じていたことが知られる（246号）。このようにみてくれば、宇佐宮所属の職人は、惣大工小山田氏の下に總て統率されておりながら、この中に種々の職種・階層があり、その個々の職種のものは大むね同一の氏族を中心とし、これを単位に構成されており、しかも殊に親方及びそれに準ずる階層の者の地位は世襲的に決つていたものであるらしく思われる。

しかし宇佐宮の造営・修理は、必ずしもこのように宇佐宮所属の神官職人のみによつてなされていたわけではなかつた。文永十年十一月における小山田貞行の注進状案（18号）には次の如きものがある。

注進 番匠等事

新五郎

いそた  
二郎

みその  
三郎

清藤大夫  
三郎

安芸房  
三郎

藤九郎

藤三郎  
三郎檢校

百二郎

清五郎

為御輿國下向之番匠等事

合五人

右、所注進如件

文永十年十一月十三日 貞行上

とあるように、或は先進技術を有する番匠でもあるうか。こうした者の中央方面からであろうか、下向参加、すなわち出

職も行なわれたのであつた。彼等は恐らく高級技術者であろう。宇佐宮の造営修理は、更にまたこれまで述べたような神官職人等の上級職人のみで遂行せられたわけではない。この下に必ずしも神官の身分を得てない下級の職人・手伝・見習等があり、むしろ数的にはこれらがより多数を占め基礎労働に従事したものと思われる。先に述べたように、小山田氏は大宮司から「神領居住之番匠」を催して造営にあたることを命ぜられていたわけであつたが、現実においては、このように番匠は必ずしも宇佐宮領のみでなく、神領以外からの参加もあつたわけである。また杣に設けられた木屋の木屋夫には、これまた宇佐宮所属の者ではなくとも、旧来宮にとつて由緒の地とされた宇佐郡内の辛島・向野・高家・封戸の四郷の居住者であれば、その選任の対称とされたことは後述の通りである。また応永二十五年、大内徳雄が発した捷書（78号）によつても、この時の造営に「番匠或人夫其外出入甲乙人等」の多数存したことが窺われる。しかも寛正七年壬二月十五日の宇佐宮寺御造営間捷書（94号）に、

番匠若輩之仁不可召仕、若雖召仕不可准惣並之質。

とあることは、彼等一般番匠職人が未だ若輩のうちから棟染大工の下に一種の徒弟奉公に従事し、技術修練にいそしみ、一般大工より低賃金ではあるが、時に例外的に造営に従事する場合のあつたことをも察せしめる。長・従などの称をあてられている多数の大工が、宇佐宮の神官職人以外のこうした下級番匠にあたるものかとみられる。彼等においては、宇佐宮の小山田氏を初めとする上級職人の地位が世襲的に固定しているのに対し、年令と共に技術が高められれば従から長へといつた程度の地位向上の道は開かれていたものと思われる。このことは無論建築大工についてもいえるところである。先にみた元和三年五月の下宮鳥居立柱祝儀入目注文（173号）において、惣大工・引頭とは別に寺家大工・寺家引頭なる者がみられることがこのことを示している。

なお別に並松氏が「権引頭家」として、世襲的に権引頭に任じていたことが知られるが（246号）、同氏についてはこれ以上多く知ることは出来ない。

次に以上みてきた宇佐宮職人の組織に関連して、座の問題について考察してみたい。宇佐宮の職人が原則として小山田氏の支配統率下に置かれたことはしばしば述べて来た通りである。しかし彼等の間には、明確な「座」の組織は見られない。しかし多くの宇佐宮所属の神官職人は、本来の出自は近郊の国衙・莊園内に有するものであり、これが宇佐宮によつて神官へと吸収されたものであると思われる。従つて宮当局と彼等職人との関係は、職人が特殊労働を宮に提供し、宮はこれに対する反対給付として職人に免田を与え、経済的保証をなすという、両者間に一種の契約関係が成立していたわけである。この間職人間においては、宇佐宮と共に繋がる者として結束が深められていたであろう。かように見て來ると、当然そこには「座」的な關係は見られた筈である。座の示す業務の排他独占性についてみると、惣大工小山田氏は、他からの出職者も明確な協約のある者については無論これを受容し参加させたが、然らざる場合は断固これを排斥するところであつた。

(在御判) (18号)

(宇佐宮) (小山田)

副具

當宮御裝束所検校同大々工貞行申御炊殿大工職違犯由事、申狀副具書等

貞行可為彼大工職之由可令下知給之旨所被仰下候也、仍執達如件

弘安元年  
六月十二日

左衛門少尉盛広奉

これは恐らく小山田氏に無断で、しかもその意に反して御炊殿(下宮)の造當修理に何某かがあたつたため、小山田氏が武家の奉行にこれを訴えたのに対し、奉行がこれを道理として小山田氏の勝訴としたものとみられる。更にまた職人の結束については、先に土器長職の高牟礼氏が天文年間、大内氏家臣杉氏の被官となつた際、宇佐宮より土器長職を奪われ、追放せしめられている事によつても窺うことが出来る。しかしながら一方、この宇佐宮職人の任免が大宮司より本来なさるべきであるにかかわらず、先にみた小山田自身、更には弥勒寺鑄物師大工職江島氏の例でみられるように、これが大内氏によつて左右されている場合の多いことは、一面その結合が如何なる性格であつたかについて示唆しているように思われる。またこれと共に、先に幾つかの例で示したように、他地域よりの出職者を初めとして、多くの神官職人以外の者が造當修理に參加していること

は、事実上神官職人の業務の独占性は殆んどみられなかつたということを示すものに他ならない。これは結局宇佐氏に圧倒された小山田氏の職人統率力の弱さによるものであつて、このことが座を構成する方向はとりながらも、遂にこれを成立せしめ得なかつた根本的な原因であつたといわねばならない。

### 三、宇佐宮職人の活動状況

宇佐宮においては前に述べたように、三十三年毎の上宮の式年造営と、これ以外の社殿の「隨破修覆」を行なつていた。この間特に上宮・下宮・若宮の三宮においては、造替にあたつて先づ仮殿を造営し、御神体をこれに遷御せしめ、ついで新社殿の造営をなし、完成の暁、仮殿より御神体をこれに還御せしめて造替の營を終るのであつた。この間種々の宗教的儀礼を伴つてゐる。これは社殿造営が宇佐宮神官にとつて、厳肅なる一種の神事と考えられていたからに他ならない。すなわち上宮以下の社殿の造営に際し、小山田氏以下の諸番匠職人は、先ず杣に設けられた木屋に「木屋入」をなし（106号）、工事始めにあたり「杣祓」・（79号）・「杣始」（124号）・「木作始」（79号）等の種々の儀式を行ない、以後この木屋を中心とする場所において、原木伐採・仕立ての作業を営むのである。かくて素材の整備が終れば建築にとりかかるのであるが、この際「礎祭」（79号）、或は「地鎮祭」（大分県史料、到津文書325号）をなし、ついで「立柱上棟祭」（同前175号）の儀式を営んで完成に至らしめるのである。この間ことに上宮においては、先に勘仲記を引いて述べたように、仮殿・本社殿の造営完成に、各々三ヶ年という著しい長年月を要している。このことについて番匠職人の不足から來たものであると推測するのは誤まりで、やはり宮当局が先のように儀式を尊重して、故意に造営期間を長びかせた結果に他ならないであろう。このことは先に述べた元暦二年七月、緒方惟能の乱入放火によつて社殿を消失せしめられた宮当局が、文治四年緊急に社殿を復興せしめる必要のあつた際には、正殿の木作始を六月中旬に行ない、同年十月中旬には既に大半の造営を終ることが當時出来たことを思えばうなづけると思

われる。ところでこうした造営期間においては、豊前一国は一切の殺生を厳しく禁断せしめ（78号）、労働にあたる番匠職人は無論、仕事場に出入りする甲乙人の端に至るまで潔斎すべきものとされていた（78号）。

こうした厳しい宗教的規制の下における番匠職人の労働形態は如何なるものであつたであろうか。これについて室町時代大内氏の下で行なわれた造営について或る程度知ることが出来るので、これによつて不明な鎌倉其他の時期の状況を窺うよがべた通りである。

さてこうした木屋奉行、或は遣方奉行の任命について、大内氏の規定によれば、  
一、隨奉行人器用其役等可申付之、若有辞退之仁者可有注進交名事（94号）。

とされ、一旦適任者と目され任せらるればその辞退は許されなかつた。実際の選任に當る者は豊前守護代であろう。そしてその奉行としての勤務については、「以代官勤之、不可然事」（94号）とされ、奉行人自ら「不斷在宮」して任に當るべきこととされた（110号）。こうした奉行人と小山田氏との分担権限の内容については十分明らかではないが、これを番匠職人との関係を検討するという手段を通じて窺うこととする。番匠職人が作業にあたつて、奉行人の命に厳しく服すべきことは無論である。万一奉行人の命に従わなければ、その者は奉行人によつて「堅固可有折檻之」（94号）とせられ、勝手に私刑を加えることが許された。またこれら番匠職人が種々違乱をなす際は、これを木屋より退け、その交名を注進すべきものであるともされた（85号）。一方奉行人に若し「非儀之子細」があつて、これを訴えたいことがあつても、番匠職人は作業期間中は一切これら訴訟は許されるところでなく、作業完了後「追而可申披事」（94号）という極めて消極的抵抗手段、劣弱な法的立場に

置かせられていた。また職人のうち、

一、木屋夫任旧例可申付内府四郷事（94号）。

とあり、木屋夫は誰でも任せられるというのではなく、宇佐宮領内でも特に旧来由緒深い豊前宇佐郡内の向野・高家・封戸・辛島の四郷の居住者より選任して当てた（110号）。木屋夫の任務は不明であるが、作業現場に設けられた木屋—作業事務所兼儀式場かーに定詰めして、事務を執る者であつたと思われる。一般の番匠についても、

一、番匠若輩之仁不可召仕、若雖召仕不可准懲並之質事（94号）。

一、番匠衆或下手或年寄等不堪の仁にをひてハ半作料たるべき事（110号）。

とせられ、番匠のうちでも若輩・年寄・下手の者の就務は原則として禁じ、経験に富み技術修練を積んだ働き盛りの者のみに限り、若しこれ以外の者が就務した際ににおいては減給、ことによつては彼等の半作料しか支払うべからざることとした。彼等の一日中における労働時間について、寛正七年に、

一、番匠毎日出卯時、戌始仁可帰事（94号）。

とされ、午前六時より午後八時まで、一日実に十四時間に及ぶ苛酷な過重労働が強いられていた。しかしこれが永正六年七月当時には、

一、朝者從辰入木屋、夕者限入日可帰宿之事（110号）。

とされ、作業終了时刻は夏冬入日时刻の相違から一定しないが、作業開始时刻は午前八時と、寛正七年当時より明らかに二時間緩和されている。これが更に大永二年三月当時には、

一、諸職人出入朝辰一時之遲速を拾錢あて減少せしめ可下行事（110号）。

と、この時には午前八時より午後六時までの一日十時間労働となり、五十六年前の寛正七年当時より明らかに四時間ほど輕減されている。ただし、

一、大々工のこと右剋限以前至木屋日參せしめ、奉行人相共番匠方可裁判事（110号）。

とされ、番匠職人が規定の時刻通り出勤するか否かについて、大々工は武家の奉行である木屋奉行と共に厳しい監視の眼を光らせ、

一、遅参同早帰仁事、日別料一時拾文宛可減少之事（101号）。

と、遅刻・早引の者については、一剋につき拾文宛減給することとした。彼等職人が、

一、作事時刻之内、不可専自用之事（101号）。

とせられたことはいうまでもない。この他、

一、漆工事、道具以下相調本職相談せしめ可有其沙汰事（110号）。

一、絵師并障子以下細工人等ハ奉行人申談可調法事（110号）。

と右のような規定がみられる他、

一、惣大工材木注文寸尺等每度相違之条、云社納云木作手間御公損なきに非ず至以後ハその用木參差せしめハ大工可弁事（110号）。

とあり、惣大工が不手際から若し誤まつて材木の注文をなした際には、彼等大工自身の負担において弁償せしめられた。この他材木については、

一、御造宮材木事雖寸木不出宮中慥可納置、次於御材木採用在所御神用外不可材竹之段可相触郡々奉行人、殊可令存知之矣（78号）。

一、材木并樽以下雖少事於有犯用之輩者可被罪科事（94号）。

一、社用材木仕残雖為寸木可取置之事（94号）。

等々のことが詳細に定められている。

大永八年五月における造営に際し、太郎左衛門泰助以下十三名の大工は、次のような前書を記した起請文を認めている。

一、不犯刃傷殺害之事付流血之事、

一、墓寺不作不可棺差之事、

一、不可隱重服輕服之事、

一、不可食鹿鳥五辛付肉食禁断之事、

一、鷄鳴以後可忌女犯魚食之事、

一、御材木節透ぬたお不可隱事、

一、聊爾仁不可有見隱聞隱之事、

一、於社頭辺歌雜談可停止之事（119号）、

と右のように厳肅な精神的肉体的制約の下に造営作業に服すべきことを誓い、若しこれに違反した場合には出仕を止められるべきこととしている。なおまた作業中のことについては

雖非差題目、毎篇可有注進事（94号）。

とされ、万事仔細な点にわたつての掌握が試みられた。そして先に述べたように作業期間中、大々工をしてその業務日誌とでもいうべきものを作成せしめてさえいる。すなわち、

一、日々記事、奉行兩人充被定下番帳の旨に任て注調可注進也、材木採用之時者非番衆至杣山可奉行事。

そしてこの日記は、後の造営の際の参考に供せられるものもあつた。たとえば大永七年四月二十八日の下宮一・三殿の立柱上棟以後の鉢始御祝物のことについては、正応三年の際の日記が参考にせられている（116号）。

以上より造営にあたつては、極めて強固に大内氏の権力が小山田氏以下の職人を覆うていることが窺われる。こうした事態が、果して大内氏以外の造営奉行の下においても同様であつたかは疑わしい。

鎌倉ないしそれ以前の式年造営が比較的よくなされた時期では、右の武家の造営奉行の行つたような厳しい統制規定は見られず、逆に造営が緩怠した室町戦国期に、右のような厳しい規定が認められる。このことは、根本的に大内氏の守護領國制を背景とする重圧に相違ないとしても、更に当時職人の就労状態が以前よりも墮落して、このような規定を必要とする事態に立ち至つていることをも示すものではあるまいか。先に番匠職人の一日の労働時間が緩和されつつある事情を例示して、時代による変化を示したが、なおまた江戸時代初期の元和四年に、惣大工・寺家大工等が認めた起請文の前書(178号)は、このことを一層よく示している。すなわち、

一、今度下宮講演堂御柱立御棟上御日取之儀何方へも伺不申私共致我儘道を破可申と仕候儀越度中々不過之候(下略)。

一、右講演堂御柱立棟上以吉日御執行之時諸役人中我々ノ装束をも不着、白衣ノ仕合にて出仕申候儀、私共越度不過之候(下略)。

右のようにして彼等はその越度を佗び、以後かかることのないことを誓つているが、一面このことは旧来の故実が失われ、墮落しつつある現実を窺わせる。また年末詳ではあるが同じく江戸初期のころ、従来世襲的に大工の権引頭であつた並松氏は、

近代者筋なき権大々工・杣大工など御取立被成(246号)

という事態によつてその地位をおびやかされるに至つてゐる。

次に小山田氏以下の番匠職人の得分について述べよう。宇佐宮所属の職人が、神領内に免田を支給せられており、これが彼等の基本的な経済的基礎をなすものであつたことは前に述べた通りである。しかしこれとは別に彼等が造営・修理をなすことによつて得る得分がある。これを作料といふ。先ず小山田氏の場合、徳治二年十月二十三日の大宮司宇佐公世の大々工小山田貞世への下文(24号)に引かれた貞世の申状に、

神殿以下宮中舎屋造営之時者毎度大々工令取歛物 作料百疋 別十疋 之条杜家代々御下知分明也、

とあるように、造営にあたつて全職人が得る作料の十分の一を小山田氏が得るという規定であつた。小山田氏が得る作料を

特に歛物と称されているが、これは全作料から歛ぎ取り収めるということから称されたものであろう。しかしその後收取方式は變つて、応永頃より以降は日別勘定の歩合を以てし、小山田氏は一日につき錢百文、或は米一斗の割でこれを得ることとなつていた。すなわち、

御造營之間、大々工日別料之事、番匠中作料之内十分の一を分ち給り候、是上代之例ニ而御座候、中古より自分之名田又者在々所々散在之免田之物成大々工之得分ニ給候、応永之比より日別米壱斗錢百文宛給候、細川御家より正殿御造營之時迄者如先例日別米壱斗宛給候、(下略) (543号)

(注)

(注) 但し、この記述には二、三の誤まりが含まれている。大々工が作料の十分の一を收める形式が「上代の例」といい、免田之物成を得るのが「中古より」のことであるとしながら、事実において、前者の方式が鎌倉末徳治年間までみられたことは前述の通りで、一方の免田はすでにおそくとも文治二年には認められる(6号)。免田は作料とは別に生活給として、各時代を通じて給せられていたのである。なお「自分之名田」を給わるというのは、或いは造営期間に限り、名田からの年貢が免除せられたとの意ともとれるが、詳細は不明である。

応永以降に右の記載を裏付けるものとして次の史料がある。

送進料足之事

### 合壱貫文清錢目足

右為一御殿御作事從去十八日同廿七日十日御參懃日別料所進如件

赤尾修理進  
重種 (花押)

大々工殿 (127号)

天文四年十月廿七日

この時の大々工は、たまたま宮氏であつたが、彼もまた十日分の日別作料として計壱貫文を得たのであつた。作料の給付にあたつている赤尾修理進重種は、大内氏の或は遣方奉行であるかと思われる。ところでこの作料は、鎌倉時代と比較すればかなり減少している。鎌倉末元亨二年九月の宇佐宮仮殿榦祓禄物注進状(43号)には、

大々工日別一斗六升

長三人日別九升三色

と記され、先に応永以降に大々工日別作料一斗であつたことよりすれば、更に六升も多かつたのである。大々工より以下の番匠職人の作料は、大々工が決定するものであつたことは先に述べた通りである。その個々の詳細は不明であるが、右に記した長三人日別九升とは、長の地位よりして恐らく三人合計して九升、すなわち長一人日別作料三升で、大々工の五分の一弱であつたとみられる。

次に以上の如き労働に対する報酬とは別に、これら宇佐宮所属の職人の基本的な経済的基礎について考察しよう。これには彼等が宇佐宮より給与せられた免田より得る得分が挙げられる。先ず小山田氏の免田についてみると、ここで先ず注目されるのは小山田氏の有する免田はすべて石丸名と称されていることである。元弘三年九月日、小山田貞世が「豊前国宇佐郡散在名田畠屋敷并豊後国来縄郷弥石丸名田等」について、「被免除穫稻在家以下臨時雜役」ことを官当局に願つた時にも、やはりこれら地を「引賣于本領小山田社免石丸名」りたき旨を述べており、結局宮より許されている(53号)。従つて小山田氏の石丸名は、豊前宇佐郡内の向野、封戸、高家、葛原各郷を初めとして、この他上毛、下毛の両郡、更に隣国豊後來縄郷にも広く散在する事情であつた。面積は時期によつてかなり相違する。すなわち康永四年においては十六町七反十丈であつたが(68号)、この二十六年後の正平二十五年には三十四町(74号)と著しく相違する。ところで石丸名は、小山田氏によつて更に多くの者に分割耕作させられている。これら人物は小山田氏の一族其他である。人数は前の康永四年に十二名、また正平二十五年が二十九名となつてゐる。坪付記載の様式は、單に人名を記してその所有土地面積を記したものと、面々知行分として記したものとに分れる。この場合、両者の間には本質的相違はなく、面々知行分とある方は大むね持高が僅少であることから、社会的地位が低く、従つてこうしたところからかように記されたものと思われるるのである。すなわち次の四、五表の通りである。

〔第四表〕

	人 物	田畠屋敷所在の郡郷	田畠面積	屋敷数
1	小山田 敦貞	向野郷・封戸郷・辛島郷	7町7反30代	1
2	敦貞の母	向野郷・封戸郷	5反40代	
3	小山田 宇貞	向野郷・封戸郷・辛島郷	3町4反20代	
4	淡路阿闍梨神祝	向野郷・封戸郷・辛島郷	1町7反 + α	
5	高田伯耆法橋円詮女子	向野郷・辛島郷	4反 + α	
6	大行事 孝幸	向野郷	3反	
7	松原新左衛門入道	向野郷	2反	
8	三郎太郎重吉女子	向野郷	1反20代	
9	向野郷司	向野郷	3反	
10	中尾孫五郎	?	1反10代	
11	上田右馬四郎跡	辛島郷・葛原郷	9反30代	
12	屋形		8反	
合計	12名		16町7反 + α	1

〔康永四年の石丸名〕注・小山田宇貞は敦貞の嫡子。

〔第五表〕

	人 物	田畠屋敷所在の郡郷	田畠面積	屋敷数
1	小山田 貞興	向野郷	6反	1
2	同 貞男	向野郷・封戸郷・上毛郡	6反20代	1
3	同 亀益丸	向野郷・封戸郷・辛島郷・上毛郡・来縄郷	2町 - 10代	2
4	学頭淡路僧都	向野郷・封戸郷・辛島郷	2町7反40代	
5	高宇田伊与阿闍梨良理	辛島郷・葛原郷	1町3反	
6	山香 権擬官	向野郷・封戸郷	1町1反	
7	重 安	向野郷・封戸郷	1町2反30代	
8	円 通 寺	向野郷・封戸郷	1町3反10代	
9	戒光院坊主	向野郷・葛原郷	1町8反30代	
10	中尾孫五郎	向野郷	4反	
11	八 竜 寺	向野郷	4反	
12	向野道妙	封戸郷	1町6反30代	
13	大 阿	向野郷・辛島郷	1町2反20代	
14	備前阿闍梨妙秀	向野郷	7反	

15	上野阿闍梨成円	向野郷	2反	
16	修学院上野房神穀	向野郷	2反	
17	葛原八郎・上田右馬四郎兩人跡	葛原郷・辛島郷	9反30代	
18	高家又五郎跡	辛島郷	5反	
19	高田臨齋庵	辛島郷	4反	
20	僧柔璿	向野郷	1反30代	
21	尼衆理本	向野郷	4反	
22	尼衆忍恵	向野郷	1反	
23	高田溝部又太郎	向野郷	3反	
24	向野郷司	向野郷	3反	
25	光隆寺	向野郷	1反	
26	溝口十郎	封戸郷	1反	
27	左衛門四郎	向野郷	2反30代	
28	菊丸北殿	向野郷・封戸郷・高家郷	1町2反20代	1
29	高兼	向野郷・某郷	2町3反30代	
30	不詳	宇佐郡新開庄	5反	1
31	々	下毛郡	1町3反	
32	々	上毛郡	4町	1
33	々	来縄郷	3町3反20代	
合計	29名?		34町	7

(正平二十五年の石丸名) 注・小山田貞男は貞興の嫡子、亀益丸は貞興の兄。

一方小山田氏以外の職人の免田については、土器長職高牟礼(高村)氏について知ることが出来る。高牟礼氏の免田は、小山田氏の免田が石丸名と総称されたように、高村次郎丸名と称される。その総面積は不詳であるが、年末詳であるが天文頃の高村次郎丸名は、知られる限り少くとも田地九町五反四十代・畠地五町七反十代で計十五町三反、及び屋敷三十一より成り立つてゐる。内部は土器長分・時永分・掌頭分に分れ、各々屋敷・田地・畠地より成り立つてゐる。すなわち次の第六表の通りである(大分県史料・諸家文書496の6号)。

しかし別の高村土器長分同自作田畠屋敷坪付(天文四、三、十八・同前256号)によれば、この時永・掌頭以外にも、走出・二付・清成・四条・水沢なる家号をもつた屋敷が記されている。すなわち、

土器長分	田 地	4町9反20代 + α
	畠 地	1町9反40代 + α
	屋敷数	18
時 永 分	田 地	3町4反 + α
	畠 地	2町2反 + α
	屋敷数	10
学 頭 分	田 地	1町2反20代
	畠 地	1町5反20代
	屋敷数	
計	田 地	9町5反40代 + α
	畠 地	5町7反10代 + α
	田畠計	15町3反 + α
	屋敷数	31

〔第六表〕

(注) 屋敷数については、例えば時永分の如く「一所二ヶ所」などと記されるものがあり、必ずしも記載の明らかでないものがあり、これなど一所として扱った。

	一所	居屋敷	一所	學頭屋敷	一所	走出屋敷	太郎左衛門ふちかいふ人
一所	時永屋敷	中左衛門ふちかいふ人	一所	二付屋敷	今三郎二郎作かいふ人	今祝弥三郎作かいふ人	今祝弥三郎作かいふ人
一所	清成屋敷	今祝弥三郎作かいふ人	一所	西条屋敷	今二郎左衛門作かいふ人	今御物細工作かいふ人	今御物細工作かいふ人
一所	永沢屋敷	今御物細工作かいふ人					

以上中世職人の存在形態とその活動状況を、宇佐宮を例にとつてみて来たわけである。宇佐宮における職人の存在形態の特質は、小山田氏という宇佐氏と並んで宇佐宮創建に与つた同宮切つての名族の者自らが、職人のいはば棟梁となつてゐることである。これは建築其他の活動は単なる労働ではなく、總てこれ八幡神の御為にといふ、いわば嚴肅なる神事とせられてゐるからで、それだけ小山田氏の棟梁としての存在意義もまた大であつたわけである。小山田氏に統率されたこうした宇佐宮の職人と、近畿其他の地方の職人の存在形態との比較検討は、なお今後の課題とせねばならない。

### あ と が き

小稿は早々の間にまとめたため、論旨を十分検討する余裕がなかつた。御判読の上大方の御教示を得ることが出来れば幸である。

大分県御役員録（明治五年）

十九七 権 参  
参 等 等 等 事 事  
十 二 一 等

（日）（日）（日）（佐）（熊）（白）（島）（岡）（豊）（日）（日）（黒）（府）（佐）（日）（杵）（白）（岡）（高）（薩）（岡）  
田 田 田 田 伯 築 本 杵 出 原 山 津 田 田 川 内 伯 出 築 杵 山 锅 州 山

志 中 小 島 中 友 坂 白 米 奥 虫 野 馬 三 中 岡 上 佐 西 滝 三 片 小 許 黑 白 森  
貿 島 幡 根 成 梨 浜 良 村 明 尻 淀 松 村 部 原 間 名 浦 岡 原 原 水 浜 下  
和 直 利 稲 祐 惟 悔 吉 正 邦 清 則 元 盛 景 盛 勝 吉 安 秀 正 信 長 貫 景  
義 一 忠 雄 駿 遷 修 熊 堂 順 磨 基 純 義 雄 客 儀 行 正 弘 之 重 朝 久 隅 礼 端

十 三  
十四 等

（日）（日）（日）（府）（府）（東）（佐）（日）（府）（白）（日）（立）（四）（豊）（四）（日）（日）（岡）（熊）（福）（鶴）（長）（日）  
森 岡 森 伯 出 内 杵 田 石 市 津 市 田 田 山 本 岡 崎 崎 田

三 上 多 高 吉 田 寺 松 今 脇 馬 南 御 片 右 重 神 城 立 財 広 小 坪 今 河 東 阿 林 原  
松 森 賀 取 田 辺 島 原 村 田 淵 幡 桐 田 松 力 花 津 瀬 林 田 井 原 野 部  
則 孝 昌 成 高 義 正 逸 久 順 伊 久 運 義 政 卓 重 重 輝 永 高 師 武 友 惟 直 一 尚 義  
之 吹 勝 章 安 貴 光 次 成 信 納 穎 敏 範 信 繁 義 教 文 秘 庸 善 寿 輔 親 倫 行 古 守

捕 給 十  
五 亡 仕 等

三 五  
武 三 拾 人 人 内 内 伯 伯 築 築 築 住 杵 築 杵 出 出 崎 崎 崎 伯 杵 田 田

以上（立川記） 岡 才 山 国 吉 山 壱 倉 前 酒 児 柳 塚 兼 工 上 出 麻 柴 小 工 矢 梅 永 相 佐  
本 木 木 置 田 本 島 成 田 井 玉 井 田 村 藤 田 田 生 田 川 藤 野 田 松 良 藤  
安 本 亮 兼 泰 直 光 忠 九 貞 祐 安 勝 貞 文 才 仲 龍 敬 重 直 信  
元 資 直 善 近 幸 重 懇 内 成 讓 德 寿 周 広 温 彦 郎 郎 興 止 遠 孝 一